

記者発表資料  
平成24年6月20日  
環境対策課 水環境班  
担当 横田, 遠藤  
内線 2666

## 県内海水浴場の水質等検査結果について

県では、海水浴場の水質の現状を把握するとともに、その結果を県民の皆様にお知らせするため、毎年度検査を実施しております。

今年度は、開設を予定している海水浴場（1箇所）の水質検査を行ったところ、環境省が定める水浴場判定基準で適と判定されましたのでお知らせします。

また、放射性物質の検査を実施したところ、放射性物質は検出されませんでした。

- 1 対象海水浴場  
小田の浜（気仙沼市）
- 2 検査（採水）年月日  
平成24年5月7日（放射性物質については6月13日）
- 3 検査結果  
水浴場水質判定基準による判定 「適合」 AA

### 【水浴場水質判定基準項目】

項目	検査結果	水浴場水質判定基準(AA)
ふん便性大腸菌群数	<2	不検出(検出限界2個/100mL)
油膜の有無	無	認められない
化学的酸素要求量(COD)	1.6	2mg/L以下
透明度	>1	全透(1m以上)

### 【放射性物質】

- ・海水中のヨウ素131, セシウム134, セシウム137 不検出  
(セシウム(セシウム134及びセシウム137の合計)指針値10Bq/L以下)
- ・砂浜の空間放射線量

測定地点名	砂浜北 ( $\mu$ Sv/h)	砂浜南 ( $\mu$ Sv/h)
測定位置		
地表から0.5m	0.028	0.029
地表から1.0m	0.034	0.084

### 【参考項目】

- 水素イオン濃度(pH) 8.1  
(H22県内海水浴場のpH範囲7.3~8.3)

※添付資料

水浴場水質判定基準

## 水浴場水質判定基準

1 判定については、下記の表に基づいて以下のとおりです。

- (1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD又は透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを、「不適」な水浴場とします。
- (2) 「不適」でない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD又は透明度によって、「水質AA」、「水質A」、「水質B」あるいは「水質C」を判定し、「水質AA」及び「水質A」であるものを「適」、「水質B」及び「水質C」であるものを「可」とします。
- ・各項目のすべてが「水質AA」である水浴場を「水質AA」とします。
  - ・各項目のすべてが「水質A」以上である水浴場を「水質A」とします。
  - ・各項目のすべてが「水質B」以上である水浴場を「水質B」とします。
  - ・これ以外のものを「水質C」とします。

区分	項	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質AA	不検出 (検出限界 2個/100mL)	油膜が認められない	2mg/L以下 (湖沼は 3mg/L以下)	全透 (1m以上)
	水質A	100個/100mL以下	油膜が認められない	2mg/L以下 (湖沼は 3mg/L以下)	全透 (1m以上)
可	水質B	400個/100mL以下	常時は油膜が認められない	5mg/L以下	1m未満 ～50cm以上
	水質C	1,000個/100mL以下	常時は油膜が認められない	8mg/L以下	1m未満 ～50cm以上
不適		1,000個/100mLを超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/L超	50cm未満※

(注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均とします。

「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいいます。

透明度(※の部分)に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができます。